

令和7年（2025年）10月22日

草加市長 瀬戸 百合子

総合評価方式に係る入札説明書

次の工事の入札を総合評価方式（簡易型・**除算方式**）によって実施します。

入札に参加する意向がありましたら、以下に記載するとおり技術資料を作成し、提出してください。なお、技術資料を提出せずに行った入札は、無効とします。

また、技術資料を提出しただけでは、当該入札には参加できませんので、必ず、「埼玉県電子入札共同システム」により、参加申込手続きを行ってください。

この入札説明書に記載のない事項は、「草加市総合評価方式活用ガイドライン」（**令和7年7月**）（以下「ガイドライン」という。）の記載によります。ただし、入札説明書とガイドラインの記載が異なる場合は、入札説明書の記載を優先します。

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 中根浄水場管理棟等解体工事（土木工事）
- (2) 工 事 場 所 草加市中根二丁目38番24号 中根浄水場
- (3) 工 事 業 種 土木工事業

2 総合評価方式の型

簡易型 評価項目選択型（発注者採点方式） **除算方式**

3 技術資料の提出期限

令和7年（2025年）11月6日（木） 午後5時まで

4 総合評価に関する事項

(1) 評価基準及び提出資料

ア 評価は様式に記入された内容を添付資料及び各種データにより確認して採点します。

イ 様式には必要事項を必ず記入してください。提出資料（該当する様式及び添付資料）に不備のあった評価項目は、評価対象外となります。

ウ 各様式の添付資料は、様式に記入した内容に対応する資料のみを添付してください。

エ 配置予定技術者は、候補者を3名まで挙げることができます。この場合、各候補者に対して、該当する「配置予定技術者の技術能力」の評価項目の提出資料を提出してください。

評価は、候補者ごとに「配置予定技術者の技術能力」の評価項目に関する合計点を算出し、このうち最も低い者の得点で行います。

オ 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとします。また、合併した企業の評価は、合併以前の全ての企業の実績を引き継ぐものとして評価します。

次表に挙げる①～③は必ず提出してください。

① 提出書	提出書には、必ず代表者印を押印してください。	
② 社名情報	令和7年4月1日以降に、社名変更、会社の合併等を行ったかどうかの有無を記入してください。	
	提出資料	1 様式（社名情報）
		2 添付資料 なし

③ 配置 予定 技術 者	当該工事に配置を予定している技術者（3名まで）について記入してください。 この様式に記載のない者は配置予定技術者として扱いません。4名以上記入した場合は失格とします。	
	提出 資料	1 様式（配置予定技術者）
		2 添付資料 なし

〔必須評価項目（簡易型・技術提案型共通）〕

ア（イ）施工実績

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(イ) 施工実績 【 /1.0点】	評価基準	過去5年度間（R2～R6年度）に草加市発注工事で【口径φ350mm以上の水道工事】の施工実績がある。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式ア（イ） 注1）代表的な実績を1件提出してください。 注2）評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象です。 注3）類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が添付資料で確認できない場合は、評価しません。 注4）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 2 添付資料 ① コリンズ竣工登録の写し（契約データ、工事データ、技術データ） 注1）工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分を添付してください。 ② コリンズだけでは求める施工実績が確認できない場合やコリンズ竣工登録が無い場合、工事の請負契約書及び設計図書の写し 注1）工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分（平面図、構造図、数量総括表等）を添付してください。 注2）工事完了が確認できる書類（「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」等）を併せて提出してください。 ③ ①、②だけでは確認できない場合、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる書類 注1）工事完成図書等、その他類似工事の評価基準を確認できる工事書類を提出してください。 注2）②の工事の請負契約書に基づく工事であることが確認できる書類を併せて提出してください。 ④ 受注時の社名が現在と違う場合、社名の変更が分かる書類 ⑤ JVでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）	

イ 企業の社会的貢献度

イ（ア）災害防止活動等の協定

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 災害防止活動等の協定 【 /1.0点】	評価基準	市と協定等を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式イ（ア） 注）入札公告日時点において当該協定等の締結の有無を評価する。	
		2 添付資料 当該協定書の写し	

イ（イ）災害防止活動等の実績

※除雪活動の実績については他の評価項目（除雪活動の実績）にて評価するため、災害防止活動の実績としては認められません。

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(イ) 災害防止活動等の実績 【 /1.0点】	評価基準	過去5年度間（R2～R6年度）に市の求めにより災害防止活動等を計3回以上行った。	1.0点
		過去5年度間（R2～R6年度）に市の求めにより災害防止活動等を計1回以上3回未満行った。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式イ（イ）	
		2 添付資料 なし	

ウ 配置予定技術者の技術能力

ウ（ア）工事成績評定

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 工事成績評定 【 /2.0点】	評価基準	市発注工事の過去2年度間（R5年度からR6年度）までの平均点が、80点以上。	2.0点
		市発注工事の過去2年度間（R5年度からR6年度）までの平均点が、78点以上80点未満。	1.5点
		市発注工事の過去2年度間（R5年度からR6年度）までの平均点が、76点以上78点未満。	1.0点
		上記に該当しない又は実績がない。	0点
	提出資料	1 様式ウ（ア） 注1）JV（経常・特定）の過年度実績は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」ウ その他別表【補則】のとおりとします。 注2）配置予定技術者が全ての業種（29業種）において工事完成時点に従事していた工事成績を記入してください。 注3）配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とします。 ① 元請の主任技術者又は監理技術者として工事完成時に従事していた工事 ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く。）にわたって従事した工事 注4）過去に在籍していた会社での工事成績も評価対象となります。 注5）工事成績評定の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下を切り捨てて評価します。 注6）評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事が対象です。	
		2 添付資料 なし	

カ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

カ（ア）入札契約に関する不当な強要行為ほか

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等 【 /-1.0～-6.0点】	評価基準	過去1年度間（R6年度）及び今年度（公告日までの期間）に入札契約に関する不当な強要を感じさせる行為をし、「草加市建設工事等請負業者指名停止基準」に基づく指名停止措置を受けた。	-1.0～-6.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ（ア）	
		2 添付資料 なし	
(イ) 総合評価の不履行 【 /-1.0点】	評価基準	過去1年度間（R6年度）及び今年度（公告日までの期間）に市が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。（下記の場合を除く）	-1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ（イ）	
		2 添付資料 なし	
(ウ) (ウ) カ（ア）からカ（イ）に該当しない入札参加停止措置 【 /-1.0点】	評価基準	カ（ア）カ（イ）に該当せず、過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に「草加市建設工事等請負業者指名停止基準」に基づく指名停止措置を受けた。	-1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ（ウ）	
		2 添付資料 なし	

※1 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一評価項目における複数回の措置については、重複評価せず減点を合算しない。

※2 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、「失格」とします。

※3 入札参加停止措置、入札参加除外措置は、措置を受けた日（期間の始まりの日）で判断する。

※4 入札契約に関する不当な強要行為等とは、次の（A）～（F）の行為のことを言う。

（A）入札契約に関する不当な強要行為

（B）過積載による法令違反

（C）ディーゼル不適合車の使用による法令違反

（D）不正軽油の使用による法令違反

（E）死亡事故

（F）埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外

※5 評価項目カ（ア）「入札契約に関する不当な強要行為等」については※4の（A）～（F）の行為により、入札参加停止措置を受けた数に配点（-1.0点）を乗じた点数の合計を減点する。（最大：-6.0点）

（（A）～（F）の行為のうち、同一の行為により複数回の入札参加停止措置を受けた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない）

※6 評価項目カ（イ）「総合評価の不履行」については、受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項のうち、複数の不履行が生じた場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一事項の不履行が複数回生じた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない。

なお、技術者の配置に関する事項の不履行については、不履行が複数回生じた場合でも、

重複評価せず、減点の大きいもののみを採用し、減点する。

※7 真にやむを得ない理由とは、ガイドラインP16「配置技術者の途中交代について」を参照

※8 評価項目カ（ウ）の「カ（ア）、カ（イ）に該当しない入札参加停止措置」については、当該評価項目に該当する事項が複数回生じた場合の措置は、重複評価せず減点を合算しない。

キ 企業の技術能力

キ（ア）優秀工事表彰

評価項目	評価基準・提出資料		配点
（ア）優秀工事表彰 【 / 2.0点】	評価基準	過去3年度間（R5年度～R7年度）までに、草加市優秀建設工事受注者表彰（優秀な受注者の表彰（3件以上の工事））を3回全て受賞した。	2.0点
		過去3年度間（R5年度～R7年度）までに、草加市優秀建設工事受注者表彰（優秀な受注者の表彰（3件以上の工事））を2回受賞した。	1.5点
		過去3年度間（R5年度～R7年度）までに、草加市優秀建設工事受注者表彰（優秀な受注者の表彰（3件以上の工事））を1回受賞した。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式キ（ア） 注）評価対象年度は受賞年度です。	
		2 添付資料 なし	

ク 配置予定技術者の技術能力

ク（工）保有する資格

評価項目	評価基準・提出資料		配点
（工）保有する資格 【 / 1.0点】	評価基準	1 級土木施工管理技士又は1 級建設機械施工技士の資格を保有している。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式ク（工） 注）入札公告日時点において、資格が有効である場合に評価します。	
		2 添付資料 合格証明書の写し	

コ 企業の社会的貢献度

コ（ア）企業の社会的貢献の実績（ボランティア活動）

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 企業の社会的貢献の実績 (ボランティア活動) 【 /1.0点】	評価基準	過去5年度間（R2～R6）に「草加市が管理している公共施設に関するボランティア活動」の実績がある。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料（ボランティア）	1 様式コ（ア）	
		2 添付資料 ボランティア活動を行った実績が証明できる書類・写真を添付してください。 「ボランティア活動報告（兼）申請書」のほかに、証明書類（写真、新聞記事など）を添付してください。なお、実施日が確認できない証明書類は、証明書類として認められません。	

コ（ウ）障がい者雇用

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ウ) 障がい者雇用 【 /1.0点】	評価基準	「障害者の雇用促進に関する法律」の法定雇用率（2.5％）に1％を加えた率で障がい者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが障がい者を雇用している。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式コ（ウ） 注1）入札公告日の直前の6月1日現在での状況を記載してください。 注2）次の①又は②について評価対象とします。 ① 法定雇用義務のある事業主の場合は、障害者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が3.5％以上の障がい者を常用労働者として雇用している。 ② 法定雇用義務のない事業主の場合は、障がい者を常用労働者として雇用している。 注3）法定雇用義務のある事業主とは、障害者雇用状況報告書の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」が40人以上の事業主です。	
		2 添付資料 ① 法定雇用義務があり、障害者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が3.5％以上で障がい者を雇用している事業主の場合 入札公告日時点の直前の8月1日現在で公共職業安定所長あて報告している「障害者雇用状況報告書」の事業主控え（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し ② 法定雇用義務のない事業主が、障がい者を雇用している場合は、「様式コ（ウ）」の下段に記入してください	

サ 担い手確保・育成に関する取組

サ（ア）インターンシップの受入れ実績

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) インターンシップの受入れ実績 【 / 1.0点】	評価基準	過去5年度間（R2年度～R6年度）に、連続した3日以上インターンシップの受入れ実績がある。	1.0点
		過去5年度間（R2年度～R6年度）に、短期（3日未満）のインターンシップ又は現場見学会の受入れ実績がある。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式サ（ア） 注1）代表的な実績を1件提出してください。 注2）インターンシップ又は現場見学会の受入れ実績は、以下の①～③の全ての条件を満たす実績を評価対象とします。 ① 次の学生・生徒を対象としたものであること。 大学（大学院、短期大学を含む。）、高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校、各種学校、高等専門学校、高等技術専門学校（職業能力開発校）、職業能力開発大学校（同短期大学校を含む）、特別支援学校（高等部） ただし、学生・生徒が所属する学校の所在地は問わない。 また、当該評価項目はインターンシップ（就業体験）を対象とし、義務教育課程等で行われる、いわゆる「職場体験」は評価しません。 ② 学校が証明する「インターンシップ等受入れ実績証明書」により実績が確認できるもの。 ③ 市内企業（市内に本店又は主たる営業所を有する企業）が受け入れた実績であること。 ○現場見学会は学校と企業との協議の上実施されたものを評価対象とします。	
		2 添付資料 インターンシップ等の受入れ実績が確認できる証明書の写し	

サ（イ）誰もが働きやすい企業

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(イ) 誰もが働きやすい企業 【 /1.0点】	評価基準	埼玉県「多様な働き方実践企業」の認定※1※2を受けている。且つ、埼玉県「アライチャレンジ企業登録制度」※1※3に登録している。	1.0点
		埼玉県「多様な働き方実践企業」の認定※1※2を受けている。	0.5点
		埼玉県「アライチャレンジ企業登録制度」※1※3に登録している。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式サ（イ） 注1）入札公告日時点において、入札参加者が当該認定を受けている場合に評価します。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注3）「多様な働き方実践企業」については、県産業労働部多様な働き方推進課ホームページを参照してください。	
		2 添付資料 埼玉県多様な働き方実践企業認定証の写し。（有効期限内にあるもの）	

ス その他

ス（ア）市内下請の選定

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 市内下請の選定 【 /1.0点】	評価基準	以下のいずれかを満たすこと ・下請負人を市内企業から1社以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が市内であり、すべて自社で施工する。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式ス（ア）	
		2 添付資料 なし	

(2) 評価値の算出方法（「価格」は税抜き）

【除算】

総合評価は、技術評価点を当該入札者の入札価格（単位：億円）で除して得た値（以下「評価値」という。）により行います。

技術評価点は、標準点（100,000点）に加算点を加えたものとします。

落札候補者の加算点は、技術資料を評価して得られた得点の合計値とします。

落札候補者以外の加算点は、自己採点申請書の値とします。

評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

・入札価格の単位：億円

・評価値は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位止めとします。

なお、入札価格が調査基準価格を下回った場合に入札価格を調査基準価格として「評価値」を算定する「見なし評価」を適用します。ただし、契約は入札価格とします。

【1/3失格基準】

技術評価に関し、以下の①②両方に該当する者は失格になります。

① 技術評価の「加算点」が、当該工事における「加算点」の最も高い有効参加者の1/3以下。

② 技術評価点の「順位」が、有効参加者の下位1/3以下。

※ 有効参加者とは「入札参加者のうち、辞退者、一抜け、不適正事項による失格、事前審査による入札参加資格の欠格者を除く者」をいう。

ただし、有効参加者数が2者以下の場合は、この基準を適用しません。

また、予定価格超過、失格基準価格未滿、事後審査による入札参加資格の欠格、低入札価格調査による失格、技術者配置不可通知による無効により、最終的に落札候補者が1者もいなくなった場合には、この1/3失格基準の適用を解除します。

(3) 落札者（落札候補者）の決定方法

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、上記（2）の「評価値」が最も高い者を落札者（落札候補者）とします。

ただし、草加市低入札価格及び最低制限価格取扱実施要綱及びその他の規定に基づく失格者は落札者（落札候補者）としません。

イ アにおいて、「評価値」の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。

ただし、「見なし評価」された者を1者以上含み、「評価値」の最も高い者が2者以上あるときは、「見なし評価」を取止め、「評価値」の最も高い者のみ「評価値」を再計算し、最も高い者を落札者（落札候補者）とします。さらに、この場合においても、なお同点であった場合は、くじ引きとします。

(4) 配置予定技術者の配置不可通知

配置予定技術者が、落札候補者決定通知を受けた時点において、先に落札した他の工事に配置されたため、配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して様式1「配置予定技術者に係る配置不可通知書」の通知にて配置予定技術者の配置ができなくなった旨を提出してください（配置予定技術者が配置できる場合は、通知の必要はありません。）。

この場合、入札参加資格を満たせなくなったことから無効として扱い、次の順位者へ落札候補者通知を行います。開札後に落札候補者決定通知を受けていない者は通知できません。

なお、この取り扱いは、市が実施する総合評価方式にのみ適用するものであり、それ以外の入札では応札後の辞退はできません。

(5) 技術資料の内容の不履行について

発注者は、様式3「技術資料の履行について」の通知を受理した際に技術資料の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とみなし、総合評価方式特記仕様書第6条を適用します。

(6) 技術資料の虚偽記載について

発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなします。その技術資料を提出した者は失格とします。

発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、総合評価方式特記仕様書第7条を適用します。

(7) 不服の申出について

技術資料の内容の不履行又は技術資料の虚偽記載について発注者から通知を受けたときは、総合評価方式特記仕様書第8条を適用します。

(8) 不適正な事項に対する措置について

ア 加算点がマイナスとなった者は、失格とします。

イ 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えません。

ウ 提出された技術資料が不誠実（技術資料のうち技術提案部分が全て「白紙」又は「なし」等の記述のみの場合）であるときは失格とします。

エ 評価項目の「企業倫理や信頼性等」のいずれかの項目が該当しているにもかかわらず、該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、虚偽記載と判断し、失格とします。

5 技術資料の提出

- (1) 技術資料の提出は、原則郵送又は持参とし、次の期限内に到着するよう1部送付してください。

また、「埼玉県電子入札共同システム」から「参加申込書受信確認通知」を印刷し、その写しを添付してください。

なお、必ず到着確認を行ってください（期間内必着）。

提出期限：令和7年（2025年）11月6日（木） 午後5時まで

受付場所：草加市役所総務部契約課

〒340-8550

住 所 草加市高砂1-1-1

TEL 048-922-1129（直通）

- (2) 提出書類はA4判とし、袋綴じ・ホッチキス止め等はせずに、ダブルクリップ等で束ねて提出してください。

6 契約書作成に伴う技術資料の追加提出

契約書を2部作成するにあたり、技術資料が追加で1部必要となりますので、落札者は決定通知後、速やかに技術資料を1部追加提出してください。

7 落札者の決定通知

落札者の決定は、「埼玉県電子入札共同システム」にて通知します。

8 評価状況に関する情報提供

落札者決定通知日の翌日から7日以内（閉庁日を除く。）を期限とし、入札参加者から様式7「評価状況に関する情報提供について（依頼）」により入札情報提供について依頼があった場合は、依頼のあった日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に入札参加者本人の評価状況を様式8「評価状況に関する情報提供について（回答）」及び様式9「総合評価方式における評価項目と評価状況」により情報提供します。

ただし、諸々の理由で入札が失格・無効等になり、技術評価点の公表対象とならなかった者には情報提供しません。

9 実施上の留意事項

- (1) 技術資料に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で利用できるものとします。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。

なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。

- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
(3) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。
(4) 提出された技術資料は、返却いたしません。
(5) 技術資料提出後に技術資料の追加・修正は、認めません。
(6) 技術資料作成に関する手続についての問合せは、次のとおりです。

問合せ先：草加市総務部契約課

TEL：048-922-1129（直通）